入院患者様へ

平成１４年４月の保険医療機関の療養担当規則の改正により１８０日を超える長期の入院患者様には、平成１４年９月より入院料の一部を患者様に負担して頂くこととなっております。

令和８年６月の保険医療機関の療養担当規制の改正により新たに頂く１日の負担金額は下記の通りになります。

◆急性期一般入院料4の患者様　　１日　2,640円（税込）

但し、以下の患者様は除外されます。

・厚生労働大臣の定める状態にある患者様

・自賠責、労災保険での患者様

※ 尚、該当される患者様には予めご説明致します。

何卒御了承下さい。

2026年6月1日

医療法人社団　喜平会

府　中　病　院